二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上野村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上野村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上野村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十一年一月十九日農林省告示第五十四号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年五月十七日農林水産省告示第千百六十号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第六百九十号**

ニセコヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　ニセコ町　北海道虻田郡ニセコ町字富士見四十七番地

二　空港の名称及び位置　ニセコヘリポート　北海道虻田郡ニセコ町

三　供用廃止の予定期日　平成三十年六月三十日

**○国土交通省告示第六百九十一号**

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成三十年国土交通省告示第百二十三号を参照。）

イ　エプロン

面積　二十万八千三百七十八平方メートル

**○国土交通省告示第六百九十二号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成三十年五月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 型式変更の内容 | 製造者の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 第3793号 | 救難食糧 | O－Y２型 | 外装容器を段ボール製のものへ変更 | 株式会社サンテック |

**○国土交通省告示第六百九十三号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年五月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第5529号 | 小型船舶用救命胴衣（膨脹式） | ＤＦ－2608 | 株式会社シーウルフマリン | 64, Sasang-ro 319 beon-gil, Sasang-gu, Busan, Republic of Korea |

**○国土交通省告示第六百九十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中小屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道樺戸郡月形町

一〇〇九番一地先河川敷　一号

一〇〇九番一　二号から五号まで

一〇〇六番二〇六地先河川敷　六号及び七号

一〇〇六番五五一地先河川敷　八号

一〇〇六番五五一　九号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

札比内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域